

報告第10号

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、大阪市介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日

大阪市長 松井一郎

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「40,428円」を「33,294円」に改め、同条第7項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「40,428円」を「33,294円」に、「54,697円」を「47,562円」に改め、同条第8項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「40,428円」を「33,294円」に、「68,965円」を「66,587円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市介護保険条例の規定は、令和2年度分以後の保険料について適用し、平成31年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市介護保険条例（抄）

(保険料率)

第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げ
令和2年度

る第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(10) 省略

2 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項
令和2年度

第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。

3 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項
令和2年度

第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。

4 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項
令和2年度

第8号イの市町村が定める額は、4,000,000円とする。

5 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項
令和2年度

第9号イの市町村が定める額は、7,000,000円とする。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**令和2年度**

平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**令和2年度**

40,428円とする。
33,294円

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この**令和2年度**

場合において、前項中「40,428円」とあるのは「54,697円」と読み替えるものとする。
33,294円 **47,562円**

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この**令和2年度**

の場合において、第6項中「40,428円」とあるのは「68,965円」と読み替えるものとする。
33,294円 **66,587円**

する。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略